

議案第7号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第70条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

固定資産税の納期前納付に係る報奨金を廃止するため、本案を提出する。